

栃木県監査委員告示第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第9項の規定に基づき、栃木県知事福田富一から勧告（平成25年7月25日付け栃監査第36号）に対して措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成25年10月18日

栃木県監査委員 黒 本 敏 夫
同 鈴 木 誠 一
栃議第153号
平成25年9月25日

栃木県監査委員 黒 本 敏 夫 様
同 鈴 木 誠 一 様

栃木県知事 福 田 富 一

栃木県職員措置請求監査結果に基づく措置について

平成25年7月25日付け栃監査第36号で通知のありました標記について、次のとおり措置したので、地方自治法第242条第9項の規定により通知します。

1 勧告の内容

平成23年度政務調査費における、とちぎ自民党議員会に対する返還所要額84,563円、みんなのクラブに対する返還所要額354,343円、民主党・無所属クラブに対する返還所要額19,874円について、栃木県政務調査費の交付に関する条例第11条に基づき返還請求を行うこと。

2 措置の結果

(1) 平成25年8月6日付け栃議第107号により栃木県議会議長からみんなのクラブ代表名の平成23年度政務調査費収支報告書等修正届（写）が送付された。

当該修正届（写）に基づき発生した残余金354,343円について、平成25年8月16日付け栃議第114号によりみんなのクラブ代表に対し返還を求めたところ、平成25年8月20日に同額が返還された。

(2) 平成25年8月7日付け栃議第116号により栃木県議会議長からとちぎ自民党議員会会長名の平成23年度政務調査費収支報告書等修正届（写）が送付された。

当該修正届（写）に基づき発生した残余金84,563円について、平成25年8月23日付け栃議第118号によりとちぎ自民党議員会会長に対し返還を求めたところ、平成25年8月28日に同額が返還された。

(3) 平成25年9月10日付け栃議第136号により栃木県議会議長から民主党・無所属クラブ代表名の平成23年度政務調査費収支報告書等修正届（写）が送付された。

当該修正届（写）に基づき発生した残余金19,874円について、平成25年9月12日付け栃議第137号により民主党・無所属クラブ代表に対し返還を求めたところ、平成25年9月17日に同額が返還された。